「第２回京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」議事録

〇日　時　平成 30 年 2 月 7 日（水）14 時 00 分～15 時 00 分
〇場　所　ホテルグリーンタワー幕張３階「メイフェア イースト」
〇出席者　京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会構成員名簿、出席者名簿、配席図参照
〇資　料
資 料　1　京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会地域計画（案）
資 料　2　京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱
資 料　3　今後の京葉地区のスケジュールについて（予定）

〇開　会
【土屋専務】
≪・・・開会～司会者自己紹介～資料２「京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱」第５条第１０項に基づく協議会成立報告～資料２「京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱」第５条第１５項に基づく協議会は原則として公開とする規定と、報道関係者は終了まで入室可の説明～報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い～資料過不足の確認～委員の紹介を名簿と配席図の配布をもって代える旨の説明～千葉運輸支局のオブザーバー参加の報告・・・≫

それでは早速議事に入りたいと思います。
ここからの進行は、会長にお任せ致します。榛澤会長よろしくお願い致します。

【榛澤会長】
それでは、議事次第に従って進めて参ります。
始めに、議題（1）「京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会地域計画（案）について」でございます。
京葉交通圏につきましては、平成28年7月1日付けで国土交通大臣により、タクシー事業が供給過剰であって、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる地域ということで、改正特措法に基づき特定地域に指定されました。
その後、平成28年9月12日に、第1回特定地域協議会を開催いたしまして、タクシー事業の適正化・活性化を推進するための特定地域計画の案を検討・作成するために、タクシー事業者と労働組合によって構成される分科会を、協議会の下に設置することが決定いたしました。
それから今日までに4回の分科会を開催し、特定地域である京葉交通圏のタクシー事業の現状を確認したうえで、適正化・活性化策についての議論をし、特定地域計画案の作成が完了したため、本日はその案について皆さまにお諮りすべく、第2回特定地域協議会を開催する次第です。
それでは早速ですが、事務局より説明をお願い致します。

【土屋専務】

≪・・・資料１「京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会地域計画（案）」について説明・・・≫

【榛澤会長】

只今事務局より、資料１「京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会地域計画（案）」についてご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

【小林委員】

タクシーの適正化・活性化は分からないわけではないが、平成２１年にタクシー特措法ができてから適正化・活性化という話が出て、タクシー運転手の労働条件を改善して、累進歩合を廃止するということで、平成２６年にタクシー特措法が改正されているが、労働条件改善が他人事のようになっているのではないか。労働条件改善がなければ、タクシーで生計を立てていこうとする労働者はいなくなるだろう。

月１２乗務というのは２日分働いて売り上げをあげているわけで、そういうところの改善策がない中で、本当にタクシーが立ち直れるのか。

それよりも、私がもっと疑問を持っているのは、パート労働者の雇用に力を入れているが、専業運転手の労働条件改善をどう考えているのかということ。そこのところが全く見えない。

改正タクシー特措法というのは、あくまでも労働条件の改善が主体となっているわけであるが、それが出てこないということになると、非常に厳しい問題が出てくることになると思います。

会社も大変なことは分かる。分かるけれども、タクシー運転手は、お客様の安全と、歩行者の安全、サービスを含めて大変な仕事なのです。

以前、東葛地区の分科会に出席した時に発言したが、バスの運転手が今どうなっているかと言ったら、パート労働者を採用して働かせている。バスのボディを見てみてください。「運転手募集１時間１，０５０円」これで運転手が集まりますか。安全を守れるのですかね。安全を守らなければならない運転手に１，０５０円。こういうことを堂々とバスのボディに書き込んでいるということ自体が、本当に安全のことを考えているのか疑問に思う。

適正化と活性化によって、会社の経営が破綻しないように努力することは分かるが、そこに運転手の労働条件改善、生活基盤を失わないようにする努力もしてもらいたい。このままで行ったら労働者は公務員以外みんなパート労働者になってしまいますよ。

タクシー運転手の労働条件改善に向けて、各経営者の方には、もう一段努力していただきたいことをお願いして、私の発言を終わります。

【榛澤会長】

只今、タクシーの将来像についてお話いただいたことにつきましては、ご要望として頂戴いたします。

それでは、特定地域計画（案）について議決を行いたいと思います。

議決方法については事務局より説明をお願い致します。

【土屋専務】

≪・・・資料２「京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱」第５条第１１項（３）「特定地域計画の作成及び変更を議決する場合」の規定について説明・・・≫

【榛澤会長】

それでは特定地域計画（案）についての議決を行いますが、構成員の皆様の議決を行う前に、タクシー事業者関係の合意状況について、事務局から報告をお願い致します。

【土屋専務】

それではタクシー事業者関係の合意状況について事務局から報告いたします。

事前に、協議会構成員である京葉交通圏内の法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者に対し、書面にて特定地域計画（案）の合意についての調査を実施したところ、特定地域計画（案）に合意するタクシー事業者の車両数は、法人タクシー事業者1，514両中、1，514両が合意。合意率100％。個人タクシー事業者349両中、349両が合意。合意率100％でございました。

以上の結果により、先ほどご説明いたしましたタクシー事業者の議決要件の全てにおいて、要件が整っておりますことをご報告いたします。

【榛澤会長】

只今事務局から報告がありましたが、タクシー事業者関係の意向としては、議決要件のすべてを満たしており、特定地域計画（案）に合意するとの判断になりました。

続いて、タクシー事業者関係以外の構成員の皆さまにご確認をさせていただきます。

なお、本日欠席された構成員の方からは、事前に会長に一任する旨の委任状をいただいております。

それでは、タクシー事業者関係以外の構成員の皆さまで、特定地域計画（案）に「合意する」と判断される方は挙手をお願いいたします。

≪・・・タクシー事業者関係以外の構成員の全員が挙手・・・≫

【土屋専務】

ありがとうございます。只今の挙手の結果、本日ご出席のタクシー事業者関係以外の構成員全員の合意をいただきましたことをご報告いたします。

【榛澤会長】

ありがとうございます。タクシー事業者関係以外の構成員も全員合意との報告をいただきました。

それを受けまして、私も合意との判断をさせていただきます。

よって、特定地域計画（案）は、本協議会設置要綱に基づきまして承認されました。

つきましては、今後、本協議会会長名で関東運輸局長あてに特定地域計画の認可申請を行いますので、よろしくお願いいたします。

【榛澤会長】

続きまして、次の議題に参ります。

議題(2)「その他」について、事務局から何かありますか。

【土屋専務】

はい。構成員の皆さま、只今、特定地域計画のご承認を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。あらためて御礼申し上げます。

今後は速やかに、関東運輸局長あてに認可申請をさせていただきます。

議題(2)「その他」につきましては、本日特段ございませんが、今後のスケジュールについて事務局からご説明させていただきたいのですが、榛澤会長いかがでしょうか。

【榛澤会長】

それでは、事務局は説明をお願いします。

【土屋専務】

ありがとうございます。それでは、今後のスケジュールについて事務局からご説明させていただきます。

≪・・・資料３「今後の京葉地区のスケジュールについて（予定)」に基づき説明・・・≫

【榛澤会長】

ありがとうございました。

続きまして、本日、京葉地区の特定地域計画の承認を受けたということで、ここで、本協議会の事務局長を務めて頂いております、篠﨑事務局長より一言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【篠﨑事務局長】

本日の協議会におきまして、京葉地区特定地域計画の原案にご承認を頂いたことを受けまして、業界として一言コメントさせていただきます。

ご多忙中のところ、本日の協議会にご参加いただきました関係各位の皆さまには厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、一昨年７月に正式に特定地域の指定を受けて以来、地域の需要状況にあった適正車両数を実現するために、供給輸送力削減方法について協議にご参加頂きました、法人タクシー事業者、個人タクシー事業者、労働組合の方々の分科会のメンバーの皆さまに対しましても、この場をお借りいたしまして、あらためて御礼申し上げます。

先ほど事務局より説明がございましたとおり、早ければ今年の夏頃には事業者計画が認可され、実際の運用が始まるということになります。

今回の改正タクシー特措法の最終目的である、タクシー乗務員の雇用環境の改善ならびにタクシー事業者の経営環境の改善を実現するためには、今回ご承認を頂いた特定地域計画が適正に運

用される必要があると考えているところでございます。

今後、地域のタクシー事業者の適正化・活性化を早急に実現するため、法人タクシー事業者、個人タクシー事業者を挙げて、特定地域計画、事業者計画の適切な運用に努めていく所存でございますので、本日ご出席いただきました各方面の関係者の皆さまには、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

【榛澤会長】

篠﨑事務局長ありがとうございました。

それでは、以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【土屋専務】

榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中、多数ご出席いただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

以上で「第2回　京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」を閉会と致します。本日は誠にありがとうございました。